

新型コロナウイルス感染症に係る当面の業務体制について（在宅勤務体制の延長）

令和2年5月8日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、政府による緊急事態宣言の発令を踏まえ、人の移動・接触を7割から8割減少させ感染防止を図るとの観点から、緊急事態宣言の設定期間の終盤にあたる4月27日から5月8日までの間、原則として全役職員を在宅勤務（テレワーク）とし、社会的に要請される業務の継続を図ってきたところ です。

今般、政府による緊急事態宣言の設定期間の延長が発令されたことを受け、当事業団におきましても、以下のとおり当該期間の在宅勤務体制を延長することとしました。皆様には引き続きご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 実施内容

在宅勤務対象者：全役職員（ただし、やむを得ず出勤せざるを得ない者を除く。）

実施予定期間：令和2年5月11日（月）から同5月31日（日）まで

2. 期間中における連絡先

役職員のメールアドレスをご存知の方は、基本的にはメールでの連絡をお願いします。

なお、緊急の場合等には、別添の電話連絡先へお願いします。

以上